

別添2

事業計画作成及び事業実施の留意事項

別紙25沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業に係る取扱い（以下この別添(別記を含む。)において「取扱い」という。）第2の7における事業計画の作成及び事業の実施に当たっての留意事項については、以下のとおりとする。

第1 事業種目別基準等

- 1 別紙24沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業に係る運用（以下この別添において「運用」という。）の別表に定めるメニューの内容ごとの基準については、別記「種目別基準」のとおりとする。
- 2 運用別表に定めるメニュー（沖縄県又は市町村が事業実施主体であるもの、木質バイオマス利用促進施設整備（木質バイオマスエネルギー利用施設整備に限る。）及び木造公共建築物等整備を除く。）については、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）（【事業者向け】又は【事業者団体向け】）（令和3年2月26日付け2林政経第458号林野庁長官通知）」又は「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：木材産業）（【事業者向け】又は【事業者団体向け】）（令和3年2月26日付け2林政経第168号林野庁長官通知）」を踏まえて作業安全に関する取組を行うものとし、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：【林業】又は【木材産業】）（【事業者向け】又は【事業者団体向け】）チェックシート」を記入の上、交付金の申請に当たり、沖縄県等へ提出するものとする。ただし、過去1年以内に他の事業においてチェックシートを提出している場合は、その写しの提出をもって、これに代えることができる。
- 3 事業実施主体は、別記様式第1号の「環境負荷低減チェックシート（林業事業者等向け）」又は別記様式第2号の「環境負荷低減チェックシート（その他民間事業者・自治体等向け）」を記入の上、交付金の申請及び事業完了の報告に当たり、沖縄県へ提出するものとする。
- 4 沖縄県は、3のうち事業完了の報告に当たり提出を受けたチェックシートの内容について、履行状況を確認するものとする。

第2 事業計画

- 1 知事は、事業計画の作成については、取扱い第2に定めるもののほか、次によるものとする。
 - (1) 事業計画の作成に当たっては、当該事業実施地域における林業関係団体、当該施設の受益の及ぶ範囲（以下この別添において「受益範囲」という。）に係る市町村（沖縄県の区域をその区域とする市町村をいう。以下この別添において同じ。）等の関係行政機関の長、学識経験者等の意見を聴くものとする。

また、当該計画の融資に係る部分については、沖縄振興開発金融公庫、独立行政法人農林漁業信用基金及び関係金融機関と緊密に連絡をとり、円滑な融資が行われ

るよう配慮するものとする。

(2) 事業計画の作成に当たっては、次の事項に留意するものとする。

ア 地域関係者の意見を踏まえたものであって、かつ、利用計画、収支計画からみて、事業の実施効果の発現が十分に見込まれるものであること。

特に、木造公共建築物等の整備については、施設利用者数が十分に確保されるなど、モデル性を発揮できるものであること。

イ 適切な出資金の確保や運転資金を含む資金計画、用地の手当の明確化、原価計算の妥当性などの観点から、当該計画が確実に実行されると認められるものであること。

ウ 施設を運営することにより得られる収入をもって当該施設運営に係る支出を賄う施設（以下この別添において「収支を伴う施設」という。）については、原則として計画の経営診断を行い、指摘された改善点等を収支計画等に反映させ、当該施設の運営が適切に実行されることが認められるものであること。

エ 過剰と考えられる施設整備を排除し、徹底した事業費の低減が図られるよう、施設整備の事業主体と連携を図り作成するものとし、必要と認められるものであること。

オ 地域森林計画、市町村森林整備計画、当該地域に係る国、沖縄県又は市町村の土地利用に関する計画等に即したものであること。

2 事業の透明性、客観性を確保し、効率的な事業の執行を図るため、事業計画の作成に際しては、林業・木材産業循環成長対策交付金の事業評価実施要領第9の2により、なお効力を有することとされた事業評価実施要領第4の①に定める事前評価を行うことにより、事業の効果を検証することとする。

第3 事業主体

運用別表に定める事業主体については、別記「種目別基準」に定めるとおりとする。

なお、事業主体については、いずれも、相当期間にわたって事業活動を継続することが確実であって、かつ、規約等により適正な運営が行われることが確実であると認められるものに限るものとする。

第4 施設整備等の一般的基準

1 1箇所又は1施設の個々の事業については、単年度で完了することを原則とする。

2 本交付金の対象となる事業費は、沖縄県又は当該市町村において使用されている単価及び歩掛りを基準として、当該地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとする。また、施設については沖縄県において一般的に使用されている仕様を基準とし、規模、構造等についてはそれぞれの目的に合致させるものとし、努めて経費の節減を図ることとする。

なお、補助対象とする建物に係る敷地整備の面積は、建坪面積のおおむね3倍以内とする。

3 1箇所又は1施設の個々の事業の受益戸数は、3戸以上とする。ただし、木材加工流通施設等整備における木材安定取引協定の締結等により地域材を利用する場合、林

業経営体が自ら加工流通事業を行う場合及び木材加工流通事業者が自ら素材生産を行う場合並びに木質バイオマス利用促進施設整備における木質バイオマスの安定取引協定等を締結する場合及び地域に賦存する木質バイオマスの総合的利活用に取り組む地域において法人が事業を実施する場合はこの限りではない。

- 4 自力若しくは他の助成によって整備に着手した施設を本対策に切り替えて本交付金の対象とすることは、認めないものとする。
- 5 個人施設若しくは目的外使用のおそれのあるもの又は事業効果の少ないものは、対象としないものとする。
- 6 対象とする施設は、原則として、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。
- 7 施設等の設置に当たっては、原則として木造とする。ただし、法令による制限、コスト、技術面又は施設が必要とする機能の観点から困難な場合にあつては、施設の構造の一部や内装等への木材利用を検討すること。使用する木材は、合法性の確認に当たり、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号。以下この別添（別記を含む。）において「クリーンウッド法」という。）に基づき合法性が確認された木材等及び、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（平成18年2月15日。以下この別添（別記を含む。）において「合法木材等ガイドライン」という。）に準拠し合法性が証明された木材（以下「合法性確認証明木材等」という。）であること。

※施設の構造の一部とは、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組み等。内装等への木材利用の検討は、倉庫等の人目の触れない施設を除く。

- 8 収支を伴う施設の事業計画の作成については、次のとおりとする。
 - (1) 事業費が5,000万円以上のものについては、経営診断を受けるものとする。
 - (2) 事業計画が過大とならないよう、1施設当たりの総事業費は、原則として7億円を上限とする。

ただし、上限を超える必要がある場合にあつては、知事が林野庁長官にその必要性を協議するものとする。
 - (3) 補助残に対する自己資金の割合（事業主体の自己資金（事業主体として金融機関等に返済の義務がないもの。）／（事業費－交付額（沖縄県等による補助を含む。）））は、おおむね12%以上とする。
 - (4) 補助残に対し融資を受ける場合は、金融機関等からの融資が確実であること。
 - (5) 財務状況が健全であること。
- 9 収支を伴う施設において生産ラインの増設等、生産量の増加を伴う施設を既施設に追加することは、原則として、既施設の目標年度まで認めないこととする。

ただし、次のいずれにも該当する場合は、目標年度の終了前であっても追加の実施を妨げない。

 - (1) 追加事業実施年度において、目標年度における生産等の目標数値を既におおむね達成していること
 - (2) 需要先が確保され、供給量の増大が可能な状況であること
 - (3) 追加事業実施年度の直近の単年度収支が黒字となっていること、又は黒字になることが確実であること

(4) 資金の調達が確実であること

10 新築、新設又は新品の取得による事業のほか、既存施設及び資材の有効利用等からみて、当該地域又は事業の実情に即し必要があると認められる場合には、増築、改築、併設若しくは合体の事業又は古品古材の利用に係る事業を対象とすることができるものとする。

(1) 施設の入替え（既存施設の全部又は一部を廃棄して、新築、新設又は新品の取得を行う事業をいう。）については、次のとおりとする。

ア 既に所有している生産・加工・流通施設の規模又は能力が、おおむね30%以上増大すると見込まれる場合又は運用別表のメニューの欄（1）の⑥に限り、施設の省人化（地域材1m³当たりの加工等に必要な人員数の減）が20%以上図られる場合とする。

イ 対象経費は、事業費から既存施設の処分価格を控除した額とする。

ウ 施設の一部のみを入れ替える場合にあっては、既存施設の耐用年数等を十分考慮して実施するものとする。

(2) 増築、改築、併設又は合体の事業については、次のとおりとする。

なお、既存施設の取壊しに係る経費は、対象としないものとする。

ア 増築

増築とは、新たに施設の面積、容積又は延長を増加することを目的として、既存施設に接続して施設の新築又は新設を行うことをいうものとし、増築によって拡大する部分が既存施設と同程度以上の構造及び仕様である場合に限り対象とするものとする。

ただし、既存施設と増築により拡張する部分の受益の態様が異なる場合はこの限りでない。

イ 改築

改築とは、既存施設の全部又は一部を取り壊した後、引き続きこれと用途、規模及び構造が著しく異なる施設を設置することをいうものとし、既存施設の資材を活用することができる場合に限り対象とするものとする。

ウ 併設

併設とは、他種の既存施設に接続して施設を設置することをいうものとし、既存施設の利用上支障がないと認められる場合に限り対象とするものとする。

エ 合体

合体とは、他種の事業と同時に合一して施設を設置すること又は二以上の事業主体が同種の事業を同時に合一して施設を設置することをいうものとし、設置しようとする施設の設置目的及び利用が阻害されず、かつ、それぞれの事業の固有の工事費又はそれぞれの事業主体が負担する工事費が区分され、共通する工事費が施設の規模、能力又は利用区分に応じて按分することが可能である場合に限り対象とするものとする。

なお、合体により施設整備を実施する場合の対象となる経費と対象以外の経費の区分は、床面積、容積、施設の構造等を基準として実情に即した方法で行い、実施設計書において明らかにしておくものとする。また、実施設計費及び工事雑

費はそれぞれの事業費の割合に応じて按分するものとする。

(3) 使用する古品古材は、新品新資材と同程度の耐用を有するものとし、購入価格は、適正に評価され、かつ、新品新資材の価格を下回るものとする。

11 以下の場合については、対象とすることは認めないものとする。

(1) 整備を予定している施設の規模等が、計画を達成する手段としては、過大であるもの。

(2) 新技術を導入する場合であって、現地での事業効果の発現が十分に明らかでないもの。

(3) 木材加工施設等の収支を伴う施設について、施設規模に見合った地域材等の原料調達、製品販路の確保等の方策が明確となっていないもの。

別記

種目別基準

1 経営確立促進調査

(1) 事業内容

事業の実施により整備される生産基盤及び施設整備に際し、効率的に活用されるための基本的な調査を行う。

(2) 事業種目

経営確立促進調査

(3) 事業主体及び交付率

番号	事業主体	交付率
①	県	2 / 3 以内
②	市町村	
③	森林組合	
④	生産森林組合	
⑤	森林組合連合会	
⑥	農業協同組合	
⑦	農業協同組合連合会	
⑧	農事組合法人	
⑨	漁業協同組合	
⑩	漁業協同組合連合会	
⑪	林業者等の組織する団体	
⑫	地方公共団体等が出資する法人（第3セクター等）	
⑬	地方公共団体の組合	
⑭	その他政令で定めるところの公共施設の整備主体	
⑮	木材関連業者等の組織する団体	
⑯	林業事業体	
⑰	P F I 事業者	
⑱	社会福祉法人	
⑲	一部事務組合	
⑳	民間事業者	
㉑	地域材を利用する法人	
㉒	林業種苗法に基づく生産事業者等	
㉓	認定特定増殖事業者等	
㉔	特認団体	

(4) 細則

① 事業主体について

ア 森林組合

森林組合が収支を伴う施設について単独で事業主体となる場合は、森林経営管

理法（平成30年法律第35号）第36条第2項の規定により都道府県知事が公表する民間事業者として登録を受けている森林組合（ただし、令和13年3月31日までに、令和3年3月16日付け改正前の「森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会向けの総合的な監督指針」（平成30年3月27日付け29林政経第359号林野庁長官通知）Ⅱ－2－4に基づき、令和2年度までに都道府県知事により中核組合に認定された森林組合を含む。）に限るものとする。

イ 林業者等の組織する団体

（ア）林業を営む者（特用林産物の生産を行う者を含む。）、森林組合、森林組合連合会、農事組合法人、農業協同組合及び農業協同組合連合会が主たる構成員又は出資者（原則として、事業実施地域において事業を行っている者又は居住する者に限るものとする。）となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することができるものと認められる団体（中小企業等協同組合を含む。）とする。

ただし、特用林産物の生産を行う者、農事組合法人、農業協同組合及び農業協同組合連合会が主たる構成員又は出資者となり得るのは、特用林産物に係る施設を整備する場合に限るものとする。

林業者等の組織する団体のうち法人格のない事業主体にあつては、特定の構成員の加入脱退と関係なく、一体として経済活動の単位になっているものに限るものとする。

（イ）林業者等の組織する団体は、事業実施地域の林業経営の構造対策及び地域林業の振興のための事業を実施する上で適切な団体又は法人であり、かつ、当該事業実施地域の森林所有者等との協調関係が築かれているものとする。

ウ 地方公共団体等が出資する法人

（ア）林業を営む者（特用林産物の生産を行う者を含む。）、森林組合、森林組合連合会、農事組合法人、農業協同組合若しくは農業協同組合連合会（これらの者のうち、原則として、事業実施地域において事業を行っている者又は居住する者に限るものとする。）及び地方公共団体が主たる構成員又は出資者となっている若しくは地方公共団体のみが出資者となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することができるものと認められる法人で林業の振興を目的とするものとする。

ただし、特用林産物の生産を行う者、農事組合法人、農業協同組合及び農業協同組合連合会が主たる構成員又は出資者となり得るのは、特用林産物に係る施設を整備する場合に限るものとする。

（イ）地方公共団体等が出資する法人は、事業実施地域の林業経営の構造対策及び地域林業の振興のための事業を実施する上で適切な団体又は法人であり、かつ、当該事業実施地域の森林所有者等との協調関係が築かれているものとする。

エ 木材関連業者等の組織する団体

（ア）林業・木材産業及び建築業を営む者が主たる構成員又は出資者（原則として、事業実施地域において事業を行っている者又は居住する者に限るものとする）

る。)となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することができるものと認められる団体（中小企業等協同組合及び協業組合を含む。）とする。

(イ) 当該地域の地方公共団体及び木材関連業の企業、団体等が主たる構成員又は出資者（地方公共団体を除き、原則として、事業実施地域において事業を行っている者又は居住する者に限るものとする。）となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することができるものと認められる法人で、林業・木材産業の振興を目的とするものとする。

オ 特認団体

次のいずれかの者とする。

(ア) 事業種目ごとの事業主体に該当する者（特認団体を除く。）の有する議決権の合計が議決権全体の過半を占める団体

(イ) その他事業目的に資するものとして知事が認めた団体

2-1 高性能林業機械等整備

(1) 事業内容

効率的な作業の実施による生産性の向上又はこれと併せて労働強度の軽減等作業環境の改善等を図るために必要な施設の整備を行う。

(2) 事業種目

高性能林業機械等整備（林業機械作業システム整備、効率化施設整備）

(3) 事業主体及び交付率

番号	事業主体	交付率
①	市町村	2 / 3 以内 ただし、林業用四輪駆動ダンプトラックについては1 / 2とする。
②	森林組合	
③	生産森林組合	
④	森林組合連合会	
⑤	林業者等の組織する団体	
⑥	地方公共団体等が出資する法人（第3セクター等）	
⑦	林業事業体	
⑧	特認団体	

(4) 採択基準

① 受益範囲において、下刈り作業車等の造林、保育等の機械（以下「造林機械」という。）については、地拵え若しくは下刈りに要するha当たりの人工数の目標が、林業用資材運搬ドローンについては、苗木1,000本の運搬に要する人工数の目標が原則として都道府県の目標値以下であること又は目標値の縮減率以上であること。その他の機械については、素材の生産量若しくは素材生産性等の目標が原則として沖縄県の目標数値以上であること又は目標数値の伸び率以上であること。

② 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする。

③ 1事業費は、おおむね500万円以上とする。ただし、造林機械において、ヘッドのみを導入する場合及び林業用資材運搬ドローンを導入する場合の1事業費は、お

おむね100万円以上とする。

- ④ 事業主体は、作業安全対策に知見のある労働安全コンサルタント等の専門家の診断を事業完了の翌年度末までに受けること。

ただし、広域利用林業機械又は単独・広域併用機械については貸付先が上記要件を満たしていること。

なお、既に労働安全コンサルタント等の専門家の診断を受けている場合にあつては、この限りではない。

(5) 細則

① 事業主体について

ア 全ての事業主体について

造林機械及び林業用資材運搬ドローンの導入については、造林、保育等の成林に必要な保育管理その他知事が必要と認める事項を遵守すること。その他の機械の導入については、合法木材等ガイドラインにより、木材・木材製品の合法性又は持続可能性を証明する方法が確立されていること又は確立されることが確実であると認められること。

イ 林業機械を導入する事業主体について

(4)の①の機能要件に加え、造林機械又は林業用資材運搬ドローンを導入する場合は(ア)を、その他の機械を導入する場合は(イ)及び(ウ)の要件をそれぞれ満たすものとする。ただし、オのうち地方公共団体がその事業活動を実質的に支配することができるものと認められる法人及び広域利用林業機械の整備を実施する事業主体を除く。

(ア) 機械導入の翌年度までに、

- ㊦ 地拵えについては、1haの実施に要する人工数が「森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について」(平成23年3月31日付け22林整整第857号林野庁森林整備部整備課長通知。以下「森林環境保全整備事業単価通知」という。)において定める機械導入年度の地拵え(刈り払い機)の作業工程の普通作業員及び特殊作業員の人工数の和以下とすることを達成すること。

- ㊧ 下刈りについては、1haの実施に要する人工数が森林環境保全整備事業単価通知において定める機械導入年度の下刈り(全刈)の作業工程の特殊作業員及び普通作業員の人工数の和以下とすることを達成すること。

- ㊨ 苗木運搬については、1,000本運搬するのに要する人工数が森林環境保全整備事業単価通知において定める苗木運搬の作業工程の普通作業員の人工数以下とすることを達成すること。

(イ) 年間3,000立方メートル以上の素材生産実績を有するか、若しくは機械導入の翌年度までに3,000立方メートル以上の素材生産量を達成できること。

(ウ) 協定等により出荷先が確保されていること。

ウ 森林組合

1の(4)の①のアに準ずる。

エ 林業者等の組織する団体

1の(4)の①のイに準ずる。

オ 地方公共団体等が出資する法人

1の(4)の①のウに準ずる。

カ 特認団体

1の(4)の①のオに準ずる。

② 効率的な作業の実施による生産性の向上を図るために、広域利用林業機械の整備を行う事業は、広域利用林業機械の貸付けを行う者に対し、当該機械の貸付けを行うために必要な経費の3分の2以内を補助するものであって、次の要件を満たすものとする。

ア 事業主体は、森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体又は地方公共団体等が出資する法人であって、広域利用林業機械の貸付けを行うものであること。

イ 広域利用林業機械の貸付けを受ける者（以下この項において「利用者」という。）は、林業生産活動に積極的に取り組み、又は今後積極的に取り組む意思のある林業事業体であること。

ウ 受益戸数は、原則として3以上の林業事業体であること。

エ 広域利用林業機械とは、高性能林業機械（プロセッサ、スイングヤード、タワーヤード、フェラーバンチャ、フォワード、ハーベスタ、造林機械及び林業用資材運搬ドローン）及びそれに類する性能を有すると認められる機械、当該機械を収納するために一体的に整備する機械保管庫及びこれらの附帯施設であること。

オ 貸付料は、「事業主体が負担する金額（＝事業費－交付額（沖縄県等による補助を含む。）」／広域利用林業機械の耐用年数＋年間管理費」以下であること。

カ 事業主体は、用地選定、用地交渉、敷地造成、登記、設計、建築及び施設のメンテナンスを責任をもって実施すること。

キ 利用者は、広域利用林業機械を利用するに当たっては責任をもって行い、災害等により当該機械に異常が起きた場合は、速やかに事業主体に報告すること。

ク 事業主体と利用者との間において、貸付けの目的、期間、貸付料、貸付料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記された貸付契約を締結すること。

なお、事業主体は、貸付契約の締結に当たっては、あらかじめ、沖縄県知事に協議するものとする。

ケ 利用者は、合法木材等ガイドラインにより木材・木材製品の合法性又は持続可能性を証明する方法が確立されていること又は確立されることが確実であると認められること。

③ 自己で使用するだけでなく、広域利用林業機械の整備も併用して行う単独・広域併用機械の整備を行う場合は、自己使用分及び広域利用分を年度単位で合計した実績（以下「年度合計実績」という。）が、(4)の①の要件を満たすものとする。

ただし、自己使用分は年度合計実績の過半を超えるものであり、年度合計実績が①のイの要件を満たすものであること。

また、広域利用するときは②の要件を満たすものとするが、②のウの要件は除く

ものとする。

(6) その他

- ① 事業内容には、附帯施設の整備を含む。
- ② 機種が、プロセッサ、フェラーバンチャ、ハーベスタ、フォーク収納型グラップルバケット（フェリングヘッド付きを含む。）及びマルチャーの場合は、ヘッドのみの導入も対象とする。
- ③ 造林機械を実施するに当たっては、主伐と再造林の両方を一体的に実施できる体制を確保するよう努めること。また、主伐と再造林のどちらか一方のみを行う場合は、もう一方を行う他の者との連携協定等により一体的に実施できる体制を確保するよう努めること。
- ④ 林業用四輪駆動ダンプトラックについては、道路法、道路交通法、その他積載物の運搬に係る法律等を遵守するとともに、次に掲げる基準を満たすものであること。
 - ア 林業用四輪駆動ダンプトラックの規格については、以下の項目を全て満たすものであること。
 - ・四輪駆動であり、トランスミッションはMTであること。
 - ・積載量は2 t以上4 t未満であること。
 - ・排気量は4,000cc以上であること。
 - ・補助ブレーキとして排気ブレーキを装備していること。
 - ・最小回転半径は6 m以下であること。
 - ・LSD（リミテッド・スリップ・デフ）又はLSDと同様にタイヤが空転した際に起こるスタックを回避するための機能を有していること。
 - ・1速の総減速比（1速の変速比×最終減速比）が29.5以上であること。
 - ・リヤデフまでの高さ（最低地上高）が160mm以上であること。
 - ・荷台は林業用に架装していること。
 - イ 導入後に資産計上を行い、かつ、以下のすべてを満たすものであること。
 - ・車体に法人名等が印刷されていること。
 - ・運行記録、業務日報が整備されていること。
 - ・任意保険の使用目的設定が「事業使用」であること。なお、本来の補助目的の遂行に支障を及ぼさない範囲で、農業等の他の用途に一時使用することについては妨げない。
- ⑤ IoTハーベスタについては、データと連携した作業指示や造材した丸太のデータ（径級、長さ、材積、造材位置等）をインターネット等を介して共有できる機能を備えた機種であること。
- ⑥ 林業用資材運搬ドローンについては、1回あたりの運搬可能重量がおおむね10kg以上であること。

2-2 高性能林業機械等整備

(1) 事業内容

林業情報の一元的処理による林業生産活動の効率化を図るための施設の整備を行

う。

(2) 事業種目

高性能林業機械等整備（活動拠点施設整備）

(3) 事業主体及び交付率

番号	事業主体	交付率
①	市町村	2 / 3 以内
②	森林組合	
③	森林組合連合会	
④	林業者等の組織する団体	
⑤	地方公共団体等が出資する法人（第3セクター等）	
⑥	特認団体	

(4) 採択基準

- ① 受益範囲において、活動拠点の利用者数等の目標が沖縄県の目標数値の伸び率以上であること。
- ② 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする。
- ③ 1事業費は、おおむね100万円以上とする。

(5) 細則

① 事業主体について

ア 森林組合

1の(4)の①のアに準ずる。

イ 林業者等の組織する団体

1の(4)の①のイに準ずる。

ウ 地方公共団体等が出資する法人

1の(4)の①のウに準ずる。

エ 特認団体

1の(4)の①のオに準ずる。

- ② 林業情報処理施設として森林GIS（地理情報システム）を整備する場合において、既に沖縄県等が森林GISを整備している場合は、事業主体は整備されたデータの相互利用を図るように努めること。

(6) その他

事業内容には、附帯施設の整備を含む。

3 コンテナ苗生産基盤施設等整備

(1) 事業内容

低コストで安定的に供給するコンテナ苗生産基盤施設等の整備又はコンテナ苗生産の分業化を推進し、効率的な生産システムの構築に資するコンテナ苗幼苗生産高度化施設等の整備を行う。

(2) 事業種目

コンテナ苗生産基盤施設等整備（コンテナ苗生産基盤施設等、コンテナ苗幼苗生産高度化施設等）

(3) 事業主体及び交付率

番号	事業主体	交付率
①	県	2 / 3 以内
②	市町村	
③	林業種苗法に基づく生産事業者等	
④	認定特定増殖事業者等	
⑤	特認団体	

(4) 採択基準

① コンテナ苗生産基盤施設等

事業主体ごとの当該コンテナ苗生産基盤施設等の整備にかかる事業計画期間内におけるコンテナ苗生産目標量が年間5万本以上であること。

ただし、認定特定増殖事業者等においては、当該事業計画期間における最終年の次の年から起算して5年以内に年間5万本以上に達する計画とすることができる（達成まで毎年度実績報告を行うこと。）。

② コンテナ苗幼苗生産高度化施設等

コンテナ苗幼苗生産高度化施設等の整備によって、選別種子又は幼苗の生産量のうち概ね50%以上を他のコンテナ苗生産事業者に配布すること。

③ 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする。

④ 1事業費は、おおむね100万円以上とする。

(5) 細則

① 事業主体について

ア 林業種苗法に基づく生産事業者等

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条に基づく登録を受ける見込みの者とは、生産事業を開始するまでに知事の登録を受けることが確実と認められる者。

イ 認定特定増殖事業者等

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）第9条第1項に基づく認定を受ける見込みの者とは、生産事業を開始するまでに知事の認定を受けることが確実と認められる者。

ウ 特認団体

1の(4)の①のオの(イ)に準ずるほか、上記ア又はイに該当しないが種苗を生産し、安定供給に寄与すると知事が認めるもの。

② 事業主体については、次に掲げるア又はイいずれかの条件を満たすこと。

ア 複数の林業用種苗や緑化樹木の生産者が協定等を締結し、整備する施設を共同利用する者又は他の生産者の生産工程を一部請け負う者であること。

イ 国・地方公共団体が有する森林への植栽用又は公共事業用として配布実績及び配布見込みがあることを知事が認める生産者であること。

③ 整備したコンテナ苗生産基盤施設等又はコンテナ苗幼苗生産高度化施設等における生産手法について、冊子、ホームページ等で公開すること。この場合、生産施設、生産工程、得苗率、生産量、販売価格等コンテナ苗生産に必要な作業等を出荷が開始されてからおおむね1年以内に公表することとし、公開期間は1年以上

とする。

- ④ 収支を伴う施設に該当する施設は、様式5を参照のこと。

(6) その他

事業内容には、附帯施設の整備を含む。

4 特用林産振興施設等整備

(1) 事業内容

特用林産物の生産基盤の強化や作業の効率化等特用林産物の活用体制の整備を行う。

(2) 事業種目

特用林産物活用施設等整備（特用林産物生産基盤整備、特用林産物生産施設、特用林産物加工流通施設、廃菌床等活用施設、特用林産物獣害対策施設）

(3) 事業主体及び交付率

番号	事業主体	交付率
①	県（廃菌床等活用施設、特用林産物獣害対策施設に限る。）	2 / 3 以内
②	市町村	
③	森林組合	
④	生産森林組合	
⑤	森林組合連合会	
⑥	農業協同組合	
⑦	農業協同組合連合会	
⑧	農事組合法人	
⑨	林業者等の組織する団体	
⑩	地方公共団体等が出資する法人（第3セクター等）	
⑪	地域材を利用する法人	
⑫	きのこ原木等生産者	
⑬	特認団体	

(4) 採択基準

- ① 受益範囲において、当該特用林産物の生産量若しくは生産性若しくは生産コストの目標が原則として沖縄県の目標数値以上又は目標数値の伸び率以上であること。ただし、きのこ原木等生産者が事業主体となる場合、「当該特用林産物の生産量若しくは生産性若しくは生産コストの目標」を「きのこ原木等の生産量若しくは生産性若しくは生産コストの目標」と読み替えるものとする。
- ② 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする。
- ③ 1事業費は、おおむね300万円以上とする。ただし、特用林産物生産基盤整備及び特用林産物獣害対策施設については、おおむね100万円以上とする。

(5) 細則

- ① 事業主体について
ア 森林組合

1の(4)の①のアに準ずる。

イ 林業者等の組織する団体

1の(4)の①のイの(ア)に準ずる。

ウ 地方公共団体等が出資する法人

1の(4)の①のウに準ずる。

エ 地域材を利用する法人

次の(ア)から(ウ)までの要件を満たすものとする。

(ア) 特用林産物の生産、加工又は流通を行う者が主たる構成員又は出資者となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配できると認められる法人とする。

(イ) 木材安定取引協定(竹材の安定取引協定を含む。以下この項において同じ。)の締結等に基づき、一定量の地域材(竹材を含む。以下この項において同じ。)の利用の増大を目的とするものとする。

(ウ) 整備する施設の受益戸数は、木材安定取引協定等の締結者に読み替える。

オ きのこ原木等生産者

次の(ア)から(エ)までの要件を満たすものとする。

(ア) 特用林産物の生産に必要なきのこ原木やおが粉等の生産を行う者が主たる構成員又は出資者となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配できると認められる事業者とする。

(イ) 1者以上の特用林産物生産者との間で、5年以上の期間、きのこ原木やおが粉等を年間概ね100m³(丸太換算)以上供給する協定等を締結すること。

(ウ) 木材安定取引協定等の締結に基づき、一定量の地域材の利用の増大を目的とするものとする。

(エ) 整備する施設の受益戸数は、(イ)及び(ウ)に定める協定等の締結者数に読み替える。

カ 特認団体

1の(4)の①のオに準ずる。

キ 特用林産物生産施設及び特用林産物加工流通施設整備の全ての事業主体について

(ア) 特用林産物の生産原料資材等に木材又は竹材を利用する施設の場合は、5年以上の期間、きのこ原木やおが粉等の原料となる地域の木材(以下「地域の木材」という。)を年間概ね100m³(竹材は概ね30t)以上利用する木材安定取引協定等を締結すること。

(イ) 原則として、生産工程管理手法の導入を図るものとする。

(注) 生産工程管理手法とは、生産者自らが、①作業の計画を立て、チェックシートを定め、②チェックシートを確認し作業を行い、記録し、③記録を点検し、改善点を見出し、④次回の生産に活用するという工程管理を行うための一連の手法のことをいう。

② 特用林産物生産基盤整備の対象は、以下を満たすものとする。

ア 特用樹林造成及び山菜・薬草等造成の事業規模は、1施行地につき、0.1ヘク

タール以上とする。

イ 作業道等整備の要件は次のとおりとする。

(ア) 作業道の開設及び改良

a 補助対象とする作業道は、知事が定めた作業道開設基準に適合するものとする。

b 利用区域面積

路線ごとに利用区域面積が次に掲げる基準におおむね該当するものとする。

きのこ：伏込地又はほだ場が1ヘクタール以上、なら・くぬぎ・きのこ原木等：3ヘクタール以上、桐：2ヘクタール以上、竹：2ヘクタール以上、その他：1ヘクタール以上

c 延長：作業道の開設に当たっては、1路線の延長は、おおむね100メートル以上とする。

d 舗装は部分施工とする。

(イ) モノレール、連絡道の施設の規模、構造等は、それぞれの目的に合致したものとする。

③ 特用林産物加工流通施設（集出荷施設に限る。）の整備を行うに当たっては、当該施設の受益範囲内の関係者との調整を行った上で計画するものとする。

④ 特用林産物の生産原料資材等に木材又は竹材を利用する特用林産物生産施設又は特用林産物加工流通施設の整備を行う事業については、木材安定取引協定等の締結に基づき、5年以上の期間、地域の木材を年間概ね100m³（竹材は概ね30t）以上利用するために必要な施設とする。

⑤ 特用林産物の振興を図るために必要な施設の整備を行う事業において、必要と認められる場合、事業主体は施設の貸付けを行うことができることとする。施設の貸付けを行うに当たっては、次の要件を満たすものとする。

ア 事業主体は、市町村、森林組合、森林組合連合会、地方公共団体等の出資する法人、農業協同組合及び農業協同組合連合会とする。

イ 施設の貸付けを受ける者（以下この項において「利用者」という。）は、林業（特用林産物）生産活動に積極的に取り組む意志のある者であること。

ウ 受益戸数は、原則として3以上の林業を営む者であること。

エ 事業主体は、貸付けに係る管理規程又は利用規程を定め、目的、管理責任者、貸付料、その他必要な事項を明らかにすること。

オ 貸付料は、「事業主体が負担する金額（＝事業費－交付額（都道府県等による補助を含む。）」／施設の耐用年数＋年間管理費」以下であること。

カ 事業主体は、用地選定、用地交渉、敷地造成、登記、設計、建築及び施設のメンテナンス等を責任を持って実施すること。

キ 利用者は、善良なる管理者の注意をもって利用することとし、災害等により当該施設に異常が起きた場合は、速やかに事業主体に報告すること。

ク 事業主体と利用者の間においては、貸付けの目的、期間、貸付料、貸付料納入の期限及び目的外使用の禁止等の事項について明記された貸付契約を締結するこ

と。

なお、事業主体は、貸付契約の締結に当たっては、あらかじめ、知事に協議すること。

⑥ 収支を伴う施設に該当する施設は、様式5を参照のこと。

⑦ 受益戸数は、3以上とする。

なお、事業主体が地域材を利用する法人又はきのこ原木等生産者である場合を除き、従事者数を受益戸数とみなすことができるものとする。

(6) その他

事業内容には、附帯施設の整備を含む。

5 森林空間活用施設整備

(1) 事業内容

地域の資源である森林空間を総合的に活用し、林業体験、森林のレクリエーション的利用、教育・文化的利用等都市との交流を促進することにより、森林・林業に対する理解を深め、もって林業者の就業・所得機会の向上に資する施設の整備を行う。

(2) 事業種目

森林空間活用施設整備

(3) 事業主体及び交付率

番号	事業主体	交付率
①	市町村	2 / 3以内
②	森林組合	
③	生産森林組合	
④	森林組合連合会	
⑤	林業者等の組織する団体	
⑥	地方公共団体等が出資する法人（第3セクター等）	
⑦	P F I 事業者	

(4) 採択基準

① 受益範囲において、森林空間活用の利用者数等の目標が沖縄県の目標数値の伸び率以上であること。

② 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする。

③ 1事業費は、おおむね500万円以上とする。

(5) 細則

① 事業主体について

ア 森林組合

1の(4)の①のアに準ずる。

イ 林業者等の組織する団体

1の(4)の①のイに準ずる。

ウ 地方公共団体等が出資する法人

1の(4)の①のウに準ずる。

② 森林空間活用施設を整備する対象地域については、その区域を「重点地区」と

「周辺エリア」に区分し、施設の整備を行うこととする。重点地区は、管理施設等のセンター的施設を中心として重点的に施設の整備を行う区域とし、区域面積はおおむね30ha以上とする。周辺エリアとは、重点地区を中心として一体的に利用可能な周辺の区域であって重点地区から連絡する林道・歩道等があるおおむね片道2km程度の範囲内の区域とする。

- ③ 森林空間活用施設整備のうち教養文化施設、林間広場施設、山村体験交流施設並びに簡易給排水施設以外の森林空間管理施設（以下この項において「教養文化施設等」という。）の整備については、次のとおりとする。

ア 対象地域は、原則として3戸以上の森林所有者が所有する私有林であって、このうちの森林所有者の所有する森林の面積が、当該地域の森林面積の2分の1未満とする。ただし、林業者の就労の促進等林業者の定住化に資する面が大きい場合においては、公有林又は国有林を対象地域とすることができるものとする。

イ 教養文化施設等の整備に当たっては、次の点に留意するものとする。

(ア) 既存樹木の伐採をできるだけ少なくし、地形を大きく変更する工事は最小限度にとどめるものとする。

(イ) 既に施設整備のなされた地域を除き、原則として森林の保健機能の増進に関する特別措置法（平成元年法律第71号。以下この項において「特別措置法」という。）第6条第3項の規定に基づく「森林保健機能増進計画」の認定を受けた地域又は認定を受けることが確実と認められる地域において実施するものとする。

なお、既に施設整備のなされた地域についても、特別措置法の趣旨を踏まえ、可能な限り「森林保健機能増進計画」の認定を受けるよう努めるものとする。

- ④ 収支を伴う施設について

収支を伴う施設に該当する施設は、様式5を参照のこと。

- (6) その他

事業内容には、附帯施設の整備を含む。

6-1 木材加工流通施設等整備

- (1) 事業内容

需給動向に的確に対応した地域材の安定的・効率的な供給体制を構築するため、木材加工流通施設の整備を行う。

- (2) 事業種目

木材加工流通施設整備（木材処理加工施設、木材集出荷販売施設）

- (3) 事業主体及び交付率

番号	事業主体	交付率
①	市町村（木材処理加工施設の貸付けに係るものに限る。）	2 / 3 以内
②	森林組合	ただし、原木輸
③	生産森林組合	送用トラックの導
④	森林組合連合会	入にあたっては、

⑤	林業者等の組織する団体	4 / 9 以内
⑥	地方公共団体等が出資する法人（第3セクター等）	
⑦	木材関連業者等の組織する団体	
⑧	地域材を利用する法人	
⑨	特認団体	

(4) 採択基準

- ① 受益範囲において、当該施設又は当該施設と一体となる加工施設等の地域材利用（加工、流通、乾燥、JAS構造用製材）量、製材の生産性又は乾燥材の割合等の目標が原則として沖縄県の目標数値以上又は目標数値の伸び率以上であること（環境対策等の施設については、構造改革プログラム等の沖縄県が作成する計画等を示す定性的目標に即していること。）。

ただし、受益範囲において、当該施設の地域材利用（加工、流通、乾燥、JAS構造用製材）量の現状値（直近3ヶ年の平均値）が100,000m³以上の場合においては、上記の目標又は、次の目標のいずれかを満たせばよいものとする。

ア 地域材利用量の現状値が100,000m³以上200,000m³未満の場合、地域材利用量の目標値の増加量を10,000m³以上とすること。

イ 地域材利用量の現状値が200,000m³以上300,000m³未満の場合、地域材利用量の目標値の増加量を20,000m³以上とすること。

ウ 地域材利用量の現状値が300,000m³以上の場合、地域材利用量の目標値の増加量を30,000m³以上とすること。

- ② 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする。
- ③ 1事業費は、おおむね500万円以上とする。
- ④ 施設の整備に当たっては、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分のうち柱、横架材（梁及び桁）及び土台については、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）の規定に基づき、格付けがされたものかつ地域材（以下「JAS製材品」という。）を使用すること。

なお、使用される製材等（丸太、ひき板、角材、集成材、合板、単板積層材）については、合法性確認証明木材等を使用すること。

その他製材等以外のクリーンウッド法の対象となっている木材等のうち交付対象の木材等についても、原則として合法性確認証明木材等を使用すること。

- ⑤ 施設の整備に当たって、事業主体は作業安全対策に知見のある労働安全コンサルタント等の専門家の診断を事業完了の翌年度末までに受けること。

なお、既に労働安全コンサルタント等の専門家の診断を受けている場合にあつては、この限りでない。

- ⑥ 原木輸送用トラックの導入に当たっては、次に掲げる基準を満たすものであること。

ア 原木輸送用に架装された積載量10t以上のトラックであること。

イ 運行記録、業務日報を整備すること。

ウ 車体への補助金名、法人名を明示すること。

エ 原木輸送用トラック1台導入する毎に、事業実施主体の地域材利用量（流通量）の目標値の増加量を5,000m³以上とすること。

(5) 細則

① 事業主体について

ア 森林組合

1の(4)の①のアに準ずる。

イ 林業者等の組織する団体

1の(4)の①のイに準ずることとし、かつ、当該地域における林業生産との密接な関係を有していること。

ウ 地方公共団体等が出資する法人

1の(4)の①のウに準ずる。

エ 木材関連業者等の組織する団体

1の(4)の①のエに準ずる。

オ 地域材を利用する法人

次の(ア)から(ウ)までの要件を満たすものとする。

(ア) 林業・木材産業及び建築業並びに輸送業（登記簿の事業目的に原木輸送を主とする旨の記載がある場合に限るものとする。）を営む者が主たる構成員又は出資者（原則として、事業実施地域において事業を行っている者又は居住する者に限るものとする。）となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配できると認められる法人とする。

(イ) 整備した施設の受益戸数は、木材安定取引協定等の締結者とする。

(ウ) (ア) 及び (イ) の要件を満たし、かつ、当該地域における木材産業との密接な関係を有していること。

カ 特認団体

1の(4)の①のオに準ずる。

キ 木材加工流通施設整備（ただし、貯木場等の木材加工に供しない施設等を整備する場合を除く。）により、以下の(ア)～(キ)に掲げる構造材製品を製造する事業主体は、品質・性能の確かな木材製品を安定供給する観点から、当該施設整備に関連した日本農林規格の認証を取得していること、又は取得が確実と見込まれること。

(ア) 製材の日本農林規格（平成19年農林水産省告示第1083号）に規定する構造用製材（柱、横架材（梁及び桁）及び土台に限る。）

(イ) 枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格（昭和49年農林省告示第600号）に規定する枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材

(ウ) 集成材の日本農林規格（平成19年農林水産省告示第1152号）に規定する構造用集成材及び化粧ばり構造用集成柱

(エ) 直交集成板の日本農林規格（平成25年農林水産省告示第3079号）に規定する直交集成板

(オ) 単板積層材の日本農林規格（平成20年農林水産省告示第701号）に規定する

構造用単板積層材

(カ) 構造用パネルの日本農林規格（昭和62年農林水産省告示第360号）に規定する構造用パネル

(キ) 合板の日本農林規格（平成15年農林水産省告示第233号）に規定する構造用合板及び化粧ばり構造用合板

ク 公共建築物に部材供給を予定する事業体においては、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第17条に定める木材製造高度化計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けるよう努めるものとする。

ケ 合法木材等ガイドラインの3により木材・木材製品の合法性、持続可能性を証明する方法が確立されていること又は確立されることが確実であると認められること。

コ 事業主体は、木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号。以下「木安法」という。）第4条に規定する事業計画の認定に努めるとともに、クリーンウッド法第15条に規定する木材関連事業者の登録を受けていること、又は登録を受けることが確実と見込まれること。

② 安定的な地域材利用について

ア 事業実施主体（プレカット事業者及び運送事業者を除く。）は、木材安定取引協定の締結等に基づき、一定量の地域材の利用の増大を目的とするものとし、締結する木材安定取引協定等は、木安法の事業者間の協定に準じ、樹種、取扱量、期間（原則としておおむね5年間）、取扱量に満たない場合の措置等必要な事項を定めるものとする。

ただし、林業経営体が自ら加工流通事業を行う場合、木材加工流通事業者が自ら素材生産を行う者にあつてはこの限りでない。

イ プレカット事業者及び運送事業者においては地域材の利用増大のため、安定的・効率的な木材製品の生産や原木運搬を目的とするものとし、川中の製材事業者等との合意形成に努めるものとする。

③ 木材処理加工施設の整備を行う事業について

ア あらかじめ、受益の範囲内で同様の木材処理加工を営む者を構成員とする団体等と調整を行うものとする。

イ 木材処理加工施設については、原木の調達先及び製品の販路が明確となっており、継続的に確保されると認められるものであること。

ウ 事業計画等において、施設で利用する原木等の樹種が明確となっていること。

④ 木材集出荷販売施設の整備を行う事業については、当該施設の受益の範囲内の関係者との調整を行った上で計画するものとする。

⑤ 市町村が事業主体となるのは、貸付けに係る木材処理加工施設に限る。

⑥ 事業主体が貸付けを行う上記事業内容中の施設の交付対象は、以下のとおりとする。

ア 木材処理加工施設のうち木材乾燥施設や高次加工施設のうち移動可能な施設装置や機械など、地域の幅広い事業者による利用が可能な施設でかつ、ブランド化

した乾燥材等高次加工品を生産する体制の整備に当たり緊急に必要な施設（以下この項及び次項において「貸付高次加工施設」という。）。

イ 木材処理加工施設のうち製材施設等のうちダイオキシン対応型焼却炉等であって、地域の幅広い事業者による利用が可能な施設で、かつ木材産業の環境対策の実施に当たり緊急に必要な施設（以下この項及び次項において「貸付環境対策施設」という。）。

⑦ ⑥のアの貸付高次加工施設の貸付けに当たっては次の要件を満たすものとする。

ア 事業主体は、地域における乾燥材等の高次加工材の品質基準を地域の実態に応じて作成し、その基準による共同品質管理を推進するものとし、そのための体制及び指導能力を備えた団体とする。

イ 利用者は、原則として事業主体の構成員又は事業主体を構成する団体の構成員であることとし、事業主体の指導のもとで共同品質管理により乾燥材等の高次加工材生産を行うとともに、地域への技術定着に協力することにより乾燥材の産地形成に努める者とする。

ウ 事業主体は、利用者間の調整を行い、できるだけ広く利用者を募ることに努めることとし、3以上の事業者の利用を前提とした利用計画を策定することとする。

また、生産される乾燥材等は、事業主体が定めた品質基準を満たしていることのほか、同一ブランド名の表示を行うことを条件とする。

エ 事業主体は、共同利用の方法等について管理規程又は利用規程を定め、機械施設の目的、内容（種類、構造、規模、型式、数量）、所在、管理責任者、利用の範囲、利用方法、使用料、保管、償却に関する事項を明らかにすることとする。

オ 貸付料は、「事業主体が負担する金額（＝事業費－交付額（沖縄県等による補助を含む。）」／耐用年数＋年間管理費」以下であること。

カ 事業主体は、機械施設の使用が特定の構成員とならないよう貸付契約の期間を原則1年以内とし、毎年機械施設の利用者を募り総会等の承認を経て利用者を決定することとする。なお、契約の更新は可能とする。

キ 事業主体と利用者との間において、貸付けの目的、期間、貸付料、貸付料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記した貸付契約を締結するものであること。

なお、事業主体は、貸付契約の締結に当たっては、あらかじめ、知事に協議するものとする。

ク 事業主体は、機械施設の定期的な点検を適切に行うなど、機械施設の維持・管理に努めることとする。

ケ 利用者は、善良なる管理者の注意をもって利用することとし、災害等により当該施設に異常が起きた場合は、速やかに事業実施主体に報告すること。

⑧ ⑥のイの貸付環境対策施設の貸付けに当たっては次の要件を満たすものとする。

ア 事業主体は、地域における製材工場等の木くず等の処理・利用を推進するものとし、木くず等の処理や資源の有効活用及び検査等の環境対策について管理基準を作成し、その基準により地域の木材産業の環境向上を図る団体であり、そのた

めの体制及び指導能力を備えた団体とする。

イ 利用者は、原則として事業主体の構成員又は事業主体を構成する団体の構成員であることとし、共通の管理基準により事業主体の指導のもとで木くず等の処理・利用に努める者とする。

ウ 事業主体は、利用者間の調整を行い、できるだけ広く利用者を募ることに努めることとし、3以上の事業者の利用を前提とした利用計画を策定することとする。

エ 上記のほか、⑦のエ～ケに準じる。

⑨ 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律第15条第1項に基づく建築物木材利用促進協定を締結する場合については、事業計画の提出時までには協定が締結されていること。また、事業計画の提出時に併せて協定の写しを添付すること。

⑩ 事業費が5億円以上の新設の事業については、県附帯事務費を活用し、県が地域の既存の木材加工流通施設を含む関係者に対して、当該事業の原木調達等の計画内容を情報提供し、地域の合意形成を確認のうえ、当該事業が個別に定める目標を達成できるよう取り組むこと。

⑪ 1施設当たりの総事業費が7億円を超える必要がある場合には、事業計画の作成にあたり、原木調達量や調達価格、製品の販売価格、事業収支の妥当性等について、外部有識者を交えてその内容を検証する実行可能性調査を実施し、その結果を反映させること。

⑫ 事業計画の作成にあたっては、森林資源の持続性確保に係る適切な対応がされていることを確認し、様式5の(付表3)にその結果を記載して事業計画の提出時に併せて添付すること。

⑬ 収支を伴う施設について

収支を伴う施設に該当する施設は、様式5を参照のこと。

(6) その他

事業内容には、附帯施設の整備を含む。

6-2 木材加工流通施設等整備

(1) 事業内容

森林及び木材の加工過程で発生するバイオマスを活用するために必要な施設の整備を行う。

(2) 事業種目

木材加工流通施設等整備(森林バイオマス再利用促進施設、木質エネルギー等利用促進施設)

(3) 事業主体及び交付率

番号	事業主体	交付率
①	市町村	2 / 3 以内
②	森林組合	
③	生産森林組合	

④	森林組合連合会
⑤	林業者等の組織する団体
⑥	地方公共団体等が出資する法人（第3セクター等）
⑦	木材関連業者等の組織する団体
⑧	特認団体
⑨	地域材を利用する法人

(4) 採択基準

- ① 受益範囲において、木質バイオマスの利用量若しくは地域材の利用量等の目標が沖縄県の目標数値の伸び率以上であること。（環境対策等の施設については、構造改革プログラム等の沖縄県が作成する計画等に示す定性的目標に即していること。）
- ② 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする。
- ③ 1事業費は、おおむね500万円以上とする。
- ④ 施設の整備に当たって、事業実施主体は作業安全対策に知見のある労働安全コンサルタント等の専門家の診断を事業完了の翌年度末までに受けること。
 なお、既に労働安全コンサルタント等の専門家の診断を受けている場合にあつては、この限りでない。

(5) 細則

- ① 事業主体について
 - ア 森林組合
1の(4)の①のアに準ずる。
 - イ 林業者等の組織する団体
1の(4)の①のイに準ずる。
 - ウ 地方公共団体等が出資する法人
1の(4)の①のウに準ずる。
 - エ 木材関連業者等の組織する団体
1の(4)の①のエに準ずる。
 - オ 地域材を利用する法人
6-1の(5)の①のオに準ずる。
 - カ 特認団体
1の(4)の①のオに準ずる。
- ② ①の事業実施主体が締結する木材安定取引協定の締結等については、6-1の(5)の②に準ずる。
- ③ 施設の整備に当たっては、以下のいずれかを満たしていること。
 - ア 既存又は新設の製材施設、森林空間活用施設等と密接な関連を持った施設の整備であること。
 - イ 地域における林産物の生産・加工・流通等と密接な関連を持った施設の整備であること。
- ④ 事業主体が貸付けを行う上記事業内容の施設の補助対象は、6-1の(5)の⑥のアに規定する貸付高次加工施設又はイに規定する貸付環境対策施設と併せて行う

森林バイオマス再利用促進施設及び木質エネルギー等利用促進施設であって、6-1の(5)の⑦又は⑧の要件を原則として満たすものとする。

⑤ 収支を伴う施設について

収支を伴う施設に該当する施設は、様式5を参照のこと。

⑥ 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律第15条第1項に基づく建築物木材利用促進協定を締結する場合については、事業計画の提出時までには協定が締結されていること。また、事業計画の提出時に併せて協定の写しを添付すること。

⑦ 事業費が5億円以上の新設の事業については、県附帯事務費を活用し、県が地域の既存の木材加工流通施設を含む関係者に対して、当該事業の原木調達等の計画内容を情報提供し、地域の合意形成を確認のうえ、当該事業が個別に定める目標を達成できるよう取り組むこと。

⑧ 1施設当たりの総事業費が7億円を超える必要がある場合には、事業計画の作成にあたり、原木調達量や調達価格、製品の販売価格、事業収支の妥当性等について、外部有識者を交えてその内容を検証する実行可能性調査を実施し、その結果を反映させること。

⑨ 事業計画の作成にあたっては、森林資源の持続性確保に係る適切な対応がされていることを確認し、様式5の(附表3)にその結果を記載して事業計画の提出時に併せて添付すること。

(6) その他

事業内容には、附帯施設の整備を含む。

7 木質バイオマス利用促進施設整備

(1) 事業内容

① 未利用間伐材等活用機材整備：未利用間伐材・林地残材等の収集・運搬の効率化に資する機材等の整備（貸付用機械の導入を含む。）を行う事業とする。

② 木質バイオマス供給施設整備：未利用木質資源をバイオマスエネルギー又は製品の原料として活用するために必要な施設の整備を行う事業とする。

③ 木質バイオマスエネルギー利用施設整備：未利用木材資源を燃料として利用するために必要な施設の整備（貸付用薪ストーブ、ペレットストーブの導入を含む。）を行う事業とする。

(2) 事業種目

木質バイオマス利用促進施設整備（①未利用間伐材等活用機材整備、②木質バイオマス供給施設整備、③木質バイオマスエネルギー利用施設整備）

(3) 事業主体及び交付率

①未利用間伐材等活用機材整備

番号	事業主体	交付率
①	県	2 / 3 以内
②	市町村	
③	森林組合	

④	森林組合連合会
⑤	林業者等の組織する団体
⑥	木材関連業者等の組織する団体
⑦	P F I 事業者
⑧	民間事業者等

②木質バイオマス供給施設整備

番号	事業主体	交付率
①	県	4 / 9 以内 ただし、(5) 細則⑫～⑭の場合にあっては、それぞれに規定する交付率
②	市町村	
③	森林組合	
④	森林組合連合会	
⑤	林業者等の組織する団体	
⑥	地方公共団体等が出資する法人 (第3セクター等)	
⑦	木材関連業者等の組織する団体	
⑧	P F I 事業者	
⑨	民間事業者等	

③木質バイオマスエネルギー利用施設整備

番号	事業主体	交付率
①	県	4 / 9 以内 ただし、(5) 細則⑫の場合にあっては、それぞれに規定する交付率
②	市町村	
③	森林組合	
④	森林組合連合会	
⑤	農業協同組合	
⑥	農業協同組合連合会	
⑦	農事組合法人	
⑧	漁業協同組合	
⑨	漁業協同組合連合会	
⑩	林業者等の組織する団体	
⑪	地方公共団体等が出資する法人 (第3セクター等)	
⑫	木材関連業者等の組織する団体	
⑬	P F I 事業者	
⑭	社会福祉法人	
⑮	一部事務組合	
⑯	民間事業者等	

(4) 採択基準

- ① 受益範囲において、木質バイオマス利用量の目標が沖縄県の目標値の伸び率以上であること又は未利用木質資源の利用促進に関する沖縄県の目標値の達成に必要なことが明らかであること。

なお、当該事業における未利用木質資源とは、「発電利用に供する木質バイオマ

スの証明のためのガイドライン」について（平成24年6月18日付け24林政利第37号林野庁長官通知）において定義する「間伐材等由来の木質バイオマス」又は「一般木質バイオマス」（ただし、地域の森林由来のものに限る。）に該当するものとする。

- ② 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする。
- ③ 1事業費は、おおむね500万円以上とする。

- ④ 未利用間伐材等活用機材整備については、補助事業で導入（導入見込みを含む。）した処分制限期間内にある未利用間伐材等活用機材（以下「既整備未利用間伐材等活用機材」という。）を所有する事業実施主体が、追加で本事業により未利用間伐材等活用機材を導入することは、原則として、既整備未利用間伐材等活用機材の目標年度までは認めない。ただし、次のアからオに該当する場合は、目標年度の終了前であっても追加の導入を妨げない。

ア 追加事業実施年度前における直近の実施事業の木質バイオマス利用量が、既整備未利用間伐材等活用機材整備事業の現状値から目標年度における目標値までの増加分の7割以上を達成していること。

ただし、自然災害や社会的・経済的事情の著しい変化等、事業実施主体の責に帰することのできない事由により、追加事業実施年度前における直近の実施事業の木質バイオマス利用量が著しく低い値となっている場合については、既整備未利用間伐材等活用機材導入後において低調となる前の年度の実績を、直近の実施事業の実績とすることができるものとする。

イ 追加事業において設定する各年度の目標値が、既整備未利用間伐材等活用機材における直近の実施事業の実績、又は各年度の目標値のいずれか高い数値と同等以上となっていること。

ウ 需要先が確保され、供給量の増大が可能な状況であること。

エ 追加事業実施年度の直近の単年度収支が黒字となっていること、又は黒字になることが確実であること。

オ 資金の調達が確実であること。

（5）細則

① 事業主体について

ア 森林組合

1の（4）の①のアに準ずる。

イ 林業者等の組織する団体

1の（4）の①のイに準ずる。

ウ 地方公共団体等が出資する法人

1の（4）の①のウに準ずる。

エ 木材関連業者等の組織する団体

1の（4）の①のエに準ずる。

オ 民間事業者等

次の（ア）又は（イ）のいずれかの要件を満たす者とする。

（ア）バイオマス活用推進計画、バイオマス産業都市構想又はバイオマス利活用の

中期的方針が、策定されている又は策定されることが確実と見込まれる（ただし、木質バイオマス供給施設等が設置される沖縄県又は市町村において、木質バイオマスの利活用の推進のために具体的な目標を伴った計画等が策定されている場合は、それをもって代えることができる。）地域において、地域が一体となって木質バイオマス供給施設等の整備を推進し、当該地域に賦存する未利用木質資源を効率的に利活用することを目的として木質バイオマスのエネルギー利用又はマテリアル利用の推進に取り組む事業者であること。

(イ) 森林所有者等と未利用間伐材等の安定的な需給に関する取引協定を締結する等により木質バイオマスの利活用に取り組み、当該施設の木質バイオマス利用量の目標に占める未利用間伐材等の木質バイオマス利用量の目標の割合が、構造改革プログラム等の沖縄県が作成する計画等に記載されている同割合を上回ることが認められる民間事業者等であること。なお、木質バイオマス安定取引協定等においては、樹種、形状、取扱量、期間その他必要な事項を定めるものとする。

カ 木質バイオマス供給施設整備については、事業主体は、クリーンウッド法第8条に規定する木材関連事業者の登録を受けていること、又は登録を受けることが確実と見込まれること。未利用間伐材等活用機材整備及び木質バイオマスエネルギー利用施設整備については、事業実施主体は、同法同条に規定する木材関連事業者の登録を受けるよう努めるものとする。

- ② 木質バイオマス資源の利用促進に資するもので、先進的かつモデル的な全国への波及効果の高い施設とすること。
- ③ 地域に賦存する木質バイオマスの総合的かつ計画的な利活用のために必要な施設とすること。また、枝葉・短尺材又はこれらに由来する燃料の利用に努めること。
- ④ 事業費が2億円以上の新設の事業については、沖縄県は、県附帯事務費を活用し、地域の既存の木質バイオマス利用促進施設を含む関係者に対して、当該事業の木質バイオマス調達等の計画内容を情報提供するとともに、当該計画に関する地域の合意形成を確認のうえ、当該事業が個別に定める目標を達成できるよう取り組むこと。
- ⑤ 未利用間伐材等活用機材整備における貸付用機械の導入に当たっては、次の要件を全て満たすものとする。

ア 事業主体は、貸付けに係る管理規程又は利用規程を定め、目的、管理責任者、貸付料、その他必要な事項を明らかにすること。

イ 事業主体は、施設のメンテナンス等を責任をもって実施すること。

ウ 事業主体と施設の貸付けを受ける者（オにおいて「利用者」という。）との間において、貸付けの目的、期間、貸付料、貸付料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記された貸付契約を締結すること。

なお、事業主体は、貸付契約の締結に当たっては、あらかじめ、都道府県知事に協議すること。

エ 貸付料は、「事業主体が負担する金額（＝事業費－交付額（沖縄県等による補助を含む。）」／耐用年数＋年間管理費」以下であること。

オ 利用者は、善良なる管理者の注意をもって利用することとし、災害等により当該施設に異常が起きた場合は、速やかに事業主体に報告すること。

カ 協定等により製造する燃料等の出荷先が確保されていること。

⑥ 木質バイオマス供給施設整備において、住宅用及び業務用（非産業用）の木質ペレットを供給することを主な目的とする場合は、木質ペレット燃料の日本農林規格（JAS 0030）（令和5年農林水産省告示第741号）の認証を取得していること、又は取得に向けた計画を有すること。

⑦ 木質バイオマス供給施設整備において、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」（平成23年法律第108号）第9条の再生可能エネルギー発電事業計画の認定の対象となる発電施設への供給を主な目的とする場合は、枝葉・短尺材を概ね1割以上利用する施設とすること。

⑧ 木質バイオマスエネルギー利用施設整備における薪ストーブ、ペレットストーブ（貸付用を含む。）の導入に当たっては、次の要件を満たすものとする。

ア 木質バイオマスのエネルギーとしての利用を推進するため、原則として、同一の事業計画において薪、ペレット製造施設の整備を行うこと。

イ 原則としてアの薪、ペレットの製造施設において生産される薪、ペレットを利用すること。

ウ 貸付用の場合、事業主体は、貸付けに係る管理規程又は利用規程を定め、目的、内容（種類、構造、規模、型式、数量）、所在、管理責任者、利用の範囲、利用方法、貸付料、保管、償却に関する事項を明らかにすることとする。

エ 貸付用の場合、貸付料は、「事業主体が負担する金額（＝事業費－交付額（沖縄県等による補助を含む。）」／耐用年数＋年間管理費」以下であること。

オ 貸付用の場合、事業主体と施設の貸付けを受ける者（キにおいて「利用者」という。）との間において、貸付けの目的、期間、貸付料、貸付料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記した貸付契約を締結すること。

なお、事業主体は、貸付契約の締結に当たっては、あらかじめ、知事に協議すること。

カ 事業主体は、薪ストーブ、ペレットストーブの定期的な点検を適切に行うなど、その維持・管理に努めること。

キ 利用者は、善良なる管理者の注意をもって利用することとし、災害等により当該施設に異常が起きた場合は、速やかに事業主体に報告すること。

⑨ 木質バイオマスエネルギー利用施設整備における木質資源利用ボイラーの導入に当たっては、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和4年2月18日政令第43号）による規制緩和を踏まえた効率的な機種選定を実施し、徹底した事業費の縮減を図ること。

⑩ 木質バイオマスエネルギー利用施設整備における発電施設の導入に当たっては、熱電併給を行う施設とすること。

⑪ 本事業を実施するために知事が定める事業計画はバイオマス活用推進計画、バイオマス産業都市構想等と整合が図られているものとする。

⑫ 以下に示す「地域内エコシステム」の構築等に資する取組にあつては、交付率は

2/3以内とする（⑬に規定する場合は除く。）。

ア 「地域内エコシステム」の構築に資する取組

地域の関係者の連携の下、熱利用又は熱電併給により、森林資源を地域内で持続的に活用するものとし、様式3の（付表1）によりその詳細を記載し、当該事業計画に添付すること。

イ 「バイオマス産業都市構想」に基づく取組

ウ 「分散型エネルギーインフラプロジェクト」のマスタープランに基づく取組

⑬ 木質バイオマス供給施設整備について、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第9条の再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けた発電施設に供給することを主たる目的とする場合の交付率は以下ア～ウのとおりとする。

ア 発電施設が⑭に示す地域活用要件の内容を満たし、かつ供給施設が「地域内エコシステム」の構築等に資する取組である場合は、2/3以内。

イ 発電施設が⑭に示す地域活用要件の内容を満たさず、かつ供給施設が「地域内エコシステム」の構築等に資さない取組である場合は、1/5以内。

ウ 上記以外の場合は、4/9以内。

⑭ 「地域活用要件」は次のア、イのいずれかの条件を満たすものとし、様式3の（付表2）にその詳細を記載し、当該事業計画に添付すること。

ア 「自家消費型・地域消費型」

次の（ア）～（ウ）のいずれかを満たすこと。

（ア）「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」（平成23年法律第108号）に基づく再生可能エネルギー発電事業計画（以下「発電事業計画」という。）に係る再生可能エネルギー発電施設により発電される電気量の少なくとも30%を自家消費すること。すなわち、70%未満を特定契約の相手方である電気事業者に供給するものであること。

（イ）発電事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備による電気を再生可能エネルギー電気特定卸供給により供給し、かつ、その契約の相手方に当たる小売り電気事業者又は登録特定送配電事業者が、小売供給する電気量の50%以上を当該発電設備が所在する都道府県内へ供給するものであること。

（ウ）発電事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備により算出された熱を原則として常時利用する構造を有し、かつ、当該発電設備により発電される電気量の少なくとも10%を自家消費すること。すなわち、90%未満を特定契約の相手方である電気事業者に供給するものであること。

イ 「地域一体型」

次の（ア）～（ウ）のいずれかを満たすこと。

（ア）発電事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備が所在する地方公共団体の名義（第三者との共同名義含む。）の取り決めにおいて、当該発電設備による災害時を含む電気又は熱の当該地方公共団体内への供給が、位置付けられているものであること。

（イ）地方公共団体が自ら事業を実施又は直接出資するものであること。

（ウ）地方公共団体が自ら事業を実施又は直接出資する小売電気事業者若しくは登

録特定送配電事業者に、当該発電事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備による電気を再生可能エネルギー電気特定卸供給により供給するものであること。

⑮ 収支を伴う施設に該当する施設は、様式5を参照のこと。

(6) その他

事業内容には、附帯施設の整備を含む。

8 木造公共建築物等整備

(1) 事業内容

地方公共団体の方針に基づく公共建築物の整備

(2) 事業種目

木造公共施設整備 (①木造公共施設、木製外構施設、附帯施設、②木質内装)

(3) 事業主体及び交付率

①木造公共施設、木製外構施設、附帯施設

番号	事業主体	交付率
①	県	1 / 5 以内
②	市町村	ただし、次に掲げる項目に該当する施設については、特にモデル性が高いもの等として交付率を2 / 3 以内とする。
③	地方公共団体が出資する法人	
④	地方公共団体の組合	
⑤	その他政令で定めるところの公共施設の整備主体	① CLT等の強度又は耐火性に優れた建築用木材を構造耐力上主要な部分に活用する建築物 ② 耐火建築物又は三階建て以上の準耐火建築物 ③ 角材を活用した壁柱や重ね梁を活用した建築物 ④ 激甚災害により被災した公共建築物を木造で再建する場合、又は同災害からの復興に係る公共建築物を木造で整備する場合 (※)

(※ただし、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき指定された激甚災害であり、同法の規定に基づく特定地方公共団体において当該激甚災害が発生した年度及びこれに続く2ヵ年度以内に整備する公共建築物に限る。)

②木質内装

番号	事業主体	交付率
----	------	-----

①	県	5 / 100以内 ただし、木質内装部分に係る事業費に1/2を乗じて得た金額を超えないこと。
②	市町村	
③	地方公共団体が出資する法人	
④	地方公共団体の組合	
⑤	その他政令で定めるところの公共施設の整備主体	

(4) 採択基準

- ① 木造公共施設にあつては、原則として、床面積1㎡あたりの地域材利用量が0.18㎡以上であること、かつ延べ面積が300㎡以上であること。ただし、特殊な構法又は用途によるものについてはこの限りでない。
木質内装にあつては、対象施設の延べ面積が300㎡以上であること、かつ木質内装を行う床及び壁等の合計面積が300㎡以上であること。
- ② 木造公共施設にあつては、原則として、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分（以下「構造耐力上主要な部分」という。）に用いる製材品については、「日本農林規格等に関する法律」（昭和25年法律第175号）の規定に基づき、「製材の日本農林規格」（平成19年農林水産省告示第1083号）又は「枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格」（昭和49年農林省告示第600号）に適合すると認められ、格付けされたもの（以下「JAS製材品」という。）を使用すること。
- ③ 事業主体は、木造公共施設にあつては、施設の整備中及び整備後に、木質内装にあつては、木質内装の整備後に、沖縄県等と連携して、地域の住民及び施設の利用者等を対象に、施設の見学会等を行うこととし、その際、建築物への木材利用の意義等についての普及啓発活動を行うこと。
- ④ 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする。

(5) 細則

- ① 事業主体について
 - ア 地方公共団体が出資する法人
地方公共団体のみが出資し、かつ、その事業活動を実質的に支配することができるものと認められる法人で林業の振興を目的とするものとする。
 - イ その他政令で定めるところの公共施設の整備主体
脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令（平成22年政令第203号）第1条に掲げる施設の整備主体とする。
- ② 木造公共施設に係る構造耐力上主要な部分に用いるJAS製材品の使用については、次のアからエまでのいずれかに該当する場合は適用しないこととする。
 - ア 建築基準法等の法令において、構造計算が求められない規模の施設
 - イ 離島等JAS製材品を調達することが困難な地域で整備する施設
 - ウ 大径材等の特定の製材を用いる必要がある場合であつて、JAS製材品として生産されていない場合
 - エ 国土交通大臣の指定を受けた材料を使用する場合

- ③ 木造公共施設に係る構造耐力上主要な部分に用いる J A S 製材品（「枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格」によるものを除く）については、「製材の日本農林規格」に基づく機械等級区分構造用製材の使用に努めるものとする。
- ④ 木造公共施設に係る構造耐力上主要な部分に用いる J A S 製材品については、その使用量を取扱い第 6 の 2 の（2）の個別指標の達成状況報告と併せて報告すること。
- ⑤ この事業において整備する施設において使用される製材等（丸太、ひき板、角材、集成材、合板、単板積層材）については、合法性確認証明木材等を使用することとし、再利用に当たっては、原則として再利用前において合法性確認証明木材等であったことが確認できたものを使用すること。なお、沖縄県及び事業主体は、地域材及び合法性確認証明木材等の使用量について、取扱い第 6 の 2 の（2）の個別指標の達成状況報告と併せて報告すること。なお、製材等の再利用に当たっては、再利用前において合法性確認証明木材等であったことが確認できたものを使用すること。

その他製材等以外のクリーンウッド法の対象となっている木材等のうち交付対象の木材等についても、原則として合法性確認証明木材等を使用することとし、再利用に当たっては、原則として再利用前において合法性確認証明木材等であったことが確認できたものを使用すること。なお、沖縄県及び事業主体は、交付対象の木材利用量について、また木造公共施設にあつては交付対象部分の延べ面積、木質内装にあつては交付対象木質化部分の床及び壁等の合計面積について、事業完了の翌年度 6 月末までに報告すること。

- ⑥ この事業において整備する施設の建設工事を行う者のうち地域材の調達に関わる者（事業主体と請負等の契約等を行い工事を行う者（以下「受注者」という。）及び受注者と請負等の契約等により施設の建設工事に携わる者（いわゆる下請（二次下請以降も含む）業者）のうち地域材の調達に関わる者を含む。）については、クリーンウッド法に規定される「登録実施機関」に登録を行った「登録木材関連事業者」であること（事業完了時まで新たに登録を行った場合を含む。）とするよう努めるものとする。なお、沖縄県及び事業主体は、施設の建設工事を行う者のうち地域材の調達に関わる者の登録実施機関への登録状況（登録番号等）について、事業完了の翌年度 6 月末までに報告すること。
- ⑦ 事業対象とする施設については、木材利用の波及効果、展示効果を発揮する施設でなければならないことから、
 - ア 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律第 2 条第 2 項及び同法施行令第 1 条に規定する公共建築物のうち、不特定多数の利用者とし、次の用途に係る施設を除くものとする。
 - (ア) 庁舎（執務室等）、(イ) 営利目的の施設（本事業で整備した施設の維持・修繕のために必要な額を超えるような利用料を徴収したり、物品の販売を行うなどの施設）、(ウ) 個人の財産となる施設
 - イ 事業評価の事前評価において、費用対効果分析による効果の測定等を行い、総

費用額に対する総効果額の比率が1.0以上の施設であること。(費用対効果分析については、林業・木材産業循環成長対策交付金の事業評価実施要領による。)

- ⑧ 沖縄県及び事業主体は、本事業における木材利用を通じて社会的な課題解決に資するよう努めるものとし、事業計画に、事業対象施設における木材利用を通じて解決を図る社会的課題の内容及びその解決度合いを測る指標を取りまとめて添付するとともに、当該指標の状況について、取扱い第6の2の(2)の個別指標の達成状況報告の調査初年度から目標年度まで、達成状況報告と併せて報告すること。
- ⑨ 設計上の工夫や効率的な木材調達を通じ、低コスト化に努めること。
- ⑩ 木造公共施設において、同一建築物のうちに、木造部分と非木造部分がある場合で、建築確認申請において木造と判断された部分を持つ建築物に係る交付対象経費の考え方は次のアからエまでのおりとする。
 - ア 木造部分と非木造部分が平面的に混在する場合は、木造部分についてのみ交付対象とし、交付対象経費は別添1の1の(8)のおりとする。
 - イ 木造部分と非木造部分が立面的に混在する場合は、木造部分についてのみ交付対象とし、交付対象経費は別添1の1の(8)のうち非木造部分と共用する部分(基礎等)を除く経費とする。
 - ウ 構造耐力上主要な部分のうち、部分単位(屋根・壁・床等)で木造部分と非木造部分が混在する場合は、非木造部分を除いた部分を交付対象とし、交付対象経費は木工事費のみとする。
 - エ 構造耐力上主要な部分のうち、一部の部材が非木質系部材である場合は、非木質系部材も含めた木造部分について交付対象とし、交付対象経費は別添1の1の(8)のおりとする。
- ⑪ 木質内装においては、木質内装の対象施設の耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める年数をいう。)の残存期間が10年以上ある施設であること。
- ⑫ 木質内装に係る交付率は、建築物を新築する際の建築費(別添1の1の(8)参照)を対象としたものであることに留意すること。
- ⑬ 既存施設において木質内装を実施する場合は、当該施設と同様の施設を事業実施時点で新築した場合の建築費(別添1の1の(8)参照)を試算し交付対象経費すること。
- ⑭ 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律の実効性を高めるため、公共建築物の整備が行われる自治体にあつては、同法に規定する市町村方針の作成が行われていること。
- ⑮ 公立学校施設の整備は以下の要件を満たしていること。
 - ア 沖縄県又は市町村教育担当部局等との間において、用地使用の承認等の手続きが的確に行われていること。
 - イ 余裕教室の木質内装の整備については、用途変更が的確に行われていること。
 - ウ 学校施設の木質内装の整備については、文部科学省、農林水産省林野庁、国土交通省及び環境省の4省庁が連携したエコスクール推進施策に係る事業について認定を受けていること。

- ⑯ 木造公共建築物の整備を行う際には、木製窓枠等木製設備や木質ペレットストーブ等導入の推進に積極的に努めること。

(6) その他

事業内容には、附帯施設の整備を含む。

9 需要拡大施設整備

(1) 事業内容

地域内で生産される木材の需要の拡大とともに新たな用途を開発するため、展示販売施設の整備等を行う。

(2) 事業種目

需要拡大促進施設整備

(3) 事業主体及び交付率

番号	事業主体	交付率
①	県	2 / 3以内
②	市町村	
③	森林組合	
④	森林組合連合会	
⑤	林業者等の組織する団体	
⑥	地方公共団体等が出資する法人（第3セクター等）	
⑦	木材関連業者等の組織する団体	
⑧	特認団体	

(4) 採択基準

- ① 受益範囲において、需要拡大関連の利用者数等の目標が沖縄県の目標数値の伸び率以上であること。
- ② 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする。
- ③ 1事業費は、おおむね500万円以上とする。

(5) 細則

① 事業主体について

ア 森林組合

1の(4)の①のアに準ずる。

イ 林業者等の組織する団体

1の(4)の①のイに準ずる。

ウ 地方公共団体等が出資する法人

1の(4)の①のウに準ずる。

エ 木材関連業者等の組織する団体

1の(4)の①のエに準ずる。

オ 特認団体

1の(4)の①のオに準ずる。

(6) その他

事業内容には、附帯施設の整備を含む。

10 生活環境施設整備

(1) 事業内容

林業者等の生活環境を改善し、定住化を促進するために必要な施設の整備を行う事業とする。

(2) 事業種目

生活環境施設整備

(3) 事業主体及び交付率

番号	事業主体	交付率
①	市町村	2 / 3 以内
②	森林組合	
③	森林組合連合会	
④	林業者等の組織する団体	

(4) 採択基準

- ① 受益範囲において、生活環境関連の利用者数等の目標が沖縄県の目標数値の伸び率以上であること。
- ② 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする。
- ③ 1事業費は、おおむね500万円以上とする。

(5) 細則

① 事業主体について

ア 森林組合

1の(4)の①のアに準ずる。

イ 林業者等の組織する団体

1の(4)の①のイに準ずる。

- ② 生活環境施設整備のうち集落水利施設の整備を行うに当たって、耐震性貯水槽は、消防担当部局と連携して整備する耐震性貯水槽であって消防防災施設整備費補助金交付要綱（平成14年4月1日付け消防消第69号通知）別表第3の第1に定める規格に適合する防火水槽とする。
- ③ 生活環境施設整備については、他の施設と一体的に行うこととする。
- ④ 生活環境施設整備のうち連絡道の整備を行うに当たっては、県道、市町村道、農道及び林道以外の道路を対象として採択するものとし、林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）に定める構造を有しており、原則として自動車道2級及び自動車道3級とする。
ただし、1級及び2級以外の市町村道であって、あらかじめ道路管理者及び県の道路関係部局との調整が図られた市町村道については、連絡道として採択することができるものとする。
- ⑤ 連絡道の整備に係る用地の取得又は貸借に要する補償費については、森林整備保全事業設計積算要領（平成12年3月31日付け12林野計第138号林野庁長官通知）に定めるところに準ずるものとし、連絡道の整備に係るもの以外は対象としないものとする。

(6) その他

事業内容には、附帯施設の整備を含む。

11 地域提案型

- (1) 経営的、技術的に斬新な事業又は前記各事業に準ずる事業で、沖縄県の特色及び性格に即して目標達成の促進を図る上で特に必要であり、本交付金による取組として適切なものとする。
- (2) 地域提案に係る交付率は、原則として前記各事業に係る交付率と同様とする。